

文化観光拠点施設を中心とした 地域における文化観光の推進に関する法律案の概要

趣旨

<予算関連法案、日切れ扱い>

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、2020年のオリンピック・パラリンピックイヤーを契機に、文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

概要

1. 「文化観光」「文化観光拠点施設」の定義 【第2条】

文化観光：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

文化観光拠点施設：以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- ①文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設^{※1}）のうち、
- ②観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者^{※2}）と連携するもの

※1 博物館、美術館、寺社仏閣等
※2 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

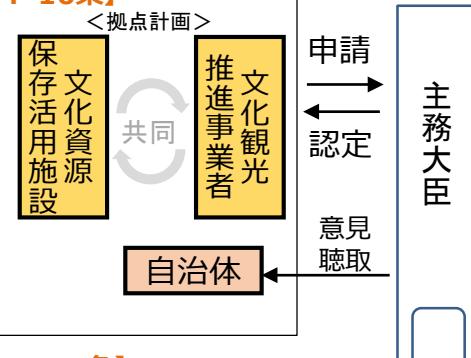
2. 主務大臣による基本方針の策定 【第3条】

意義・目標、事業・計画認定や関係施策との連携に関する基本的事項 等

3. 地域における文化観光を推進するための措置

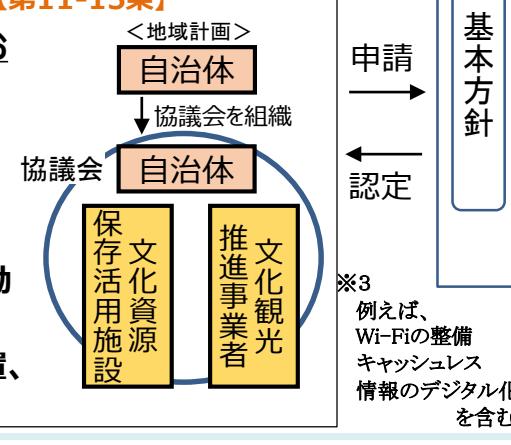
①拠点計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置 【第4-10条】

- ・文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光推進事業者と共にして文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（拠点計画）を作成し、主務大臣の認定を申請。【第4条】
- ・拠点計画では、機能強化に関する基本方針や目標のほか、施設内の文化資源の魅力増進、観光旅客の文化理解を深める措置、移動等の利便増進^{※3}、広報等の事業等を定める。【同上】
- ・認定を受けた拠点計画に基づき、共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置を実施。【第8-10条】



②地域計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置 【第11-15条】

- ・市町村又は都道府県が単独で又は共同して組織する協議会において、文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成し、自治体・文化観光拠点施設の設置者・文化観光推進事業者が共同して、主務大臣の認定を申請。【第11,12条】
- ・地域計画では、当該地域における文化観光の推進に係る基本方針や目標のほか、地域内の文化資源の総合的な魅力増進、移動等の利便増進^{※3}、広報等の事業等を定める。【第12条】
- ・認定地域計画に基づき、文化財の登録の提案に関する特例措置、①と同様の特例措置を実施。【第16,17条】



③国等の援助等 【第18-21条】

- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

※3 例えば、Wi-Fiの整備
キャッシュレス
情報のデジタル化
を含む

施行期日

※このほか、予算・税制等における支援を行う

公布の日から起算して1月を超えない範囲において政令で定める日

※有形・無形の別その他の文化資源の性質に応じた文化観光の推進の重要性に鑑み、この法律の施行後三年以内に、多様な情報の共有を図るために基盤の整備その他の地域における文化観光の一層の推進のために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。